

# 確定給付企業年金の積立基準について

# DBの財政運営

① 財政計算  
(設立時の掛金の設定)

各DBの給付設計に基づいて給付に必要な掛金を設定

② 財政再計算  
(掛金の見直し)

会社の状況(従業員の採用・退職・給与の状況等)や資産の見通しなどを基に、少なくとも5年に一度、掛金の額を見直す。

③ 企業年金の運営

掛金の拠出、年金資産の運用、年金の支払等

④ 財政検証(決算)  
(毎事業年度のチェック)

毎事業年度の財政決算でチェック

(1) 継続基準

今後とも年金制度を継続するとして場合に現在保有しておくべき積立金を有しているかどうか

(2) 非継続基準

現時点で年金制度を終了させるとした場合に加入者等の給付を賄うことのできる積立金を有しているかどうか

⑤ 結果

× 積立不足が許容範囲を超えている

○ 積立が順調に進んでいる 又は 不足が許容範囲内(追加拠出不要)

× 積立不足がある

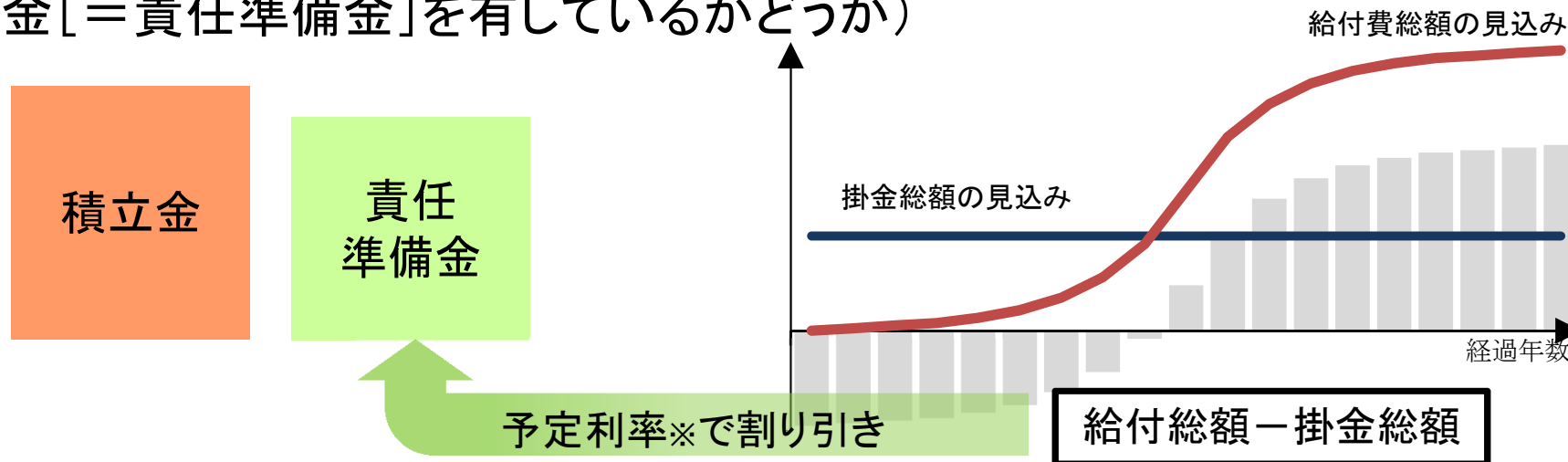
②へ  
(前倒しで財政再計算を実施し、不足金解消のために掛金を見直し)

③へ  
(又は5年ごとに②へ)

不足金解消のための追加掛金を設定し③へ  
(又は5年ごとに②へ)

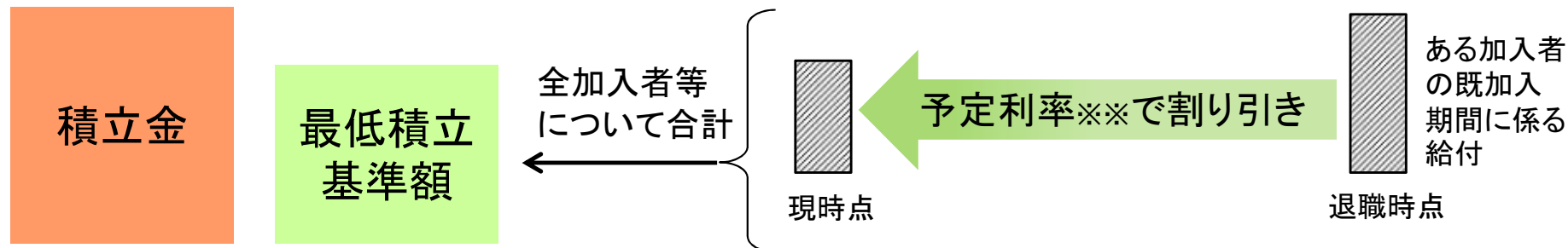
# 継続基準と非継続基準のイメージ

○**継続基準** (今後とも年金制度を継続するとした場合に現在保有しておくべき積立金 [= 責任準備金] を有しているかどうか)



※予定利率は積立金の運用収益の長期の予測に基づき(各企業年金制度で)定める。但し、国債利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率が下限。

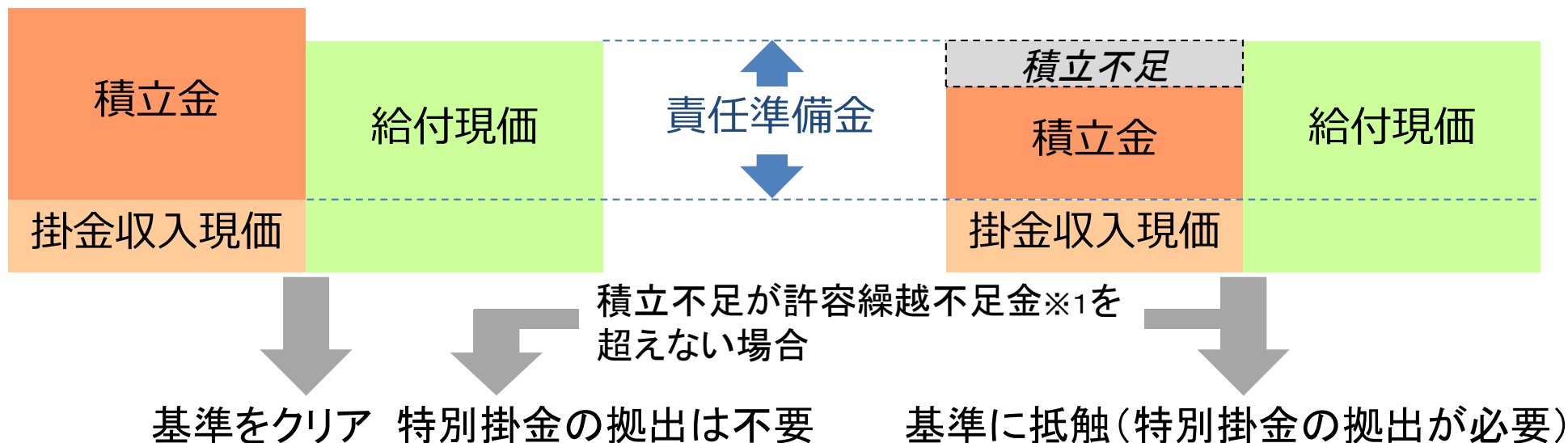
○**非継続基準** (現時点で年金制度を終了させるとした場合に加入者等の給付を賄うことのできる積立金 [= 最低積立基準額] を有しているかどうか)



※※予定利率は30年国債利回りを勘案して厚生労働大臣が定める。労使合意により、定められた率に0.8以上1.2以下の数に乗じた率を用いることも可。

# 継続基準の財政検証について(財政検証ルール)

- 積立金が責任準備金(=給付現価-掛金収入現価)を上回っているかどうかを検証し、積立不足が一定以上生じている場合には、追加掛金(特別掛金)を設定し積立不足を解消する。



【特別掛金の設定方法】 次のいずれかの方法により積立不足を償却するよう特別掛金を設定する。

- ・ 均等償却 (3年以上20年以下で均等に償却する方法)※2
- ・ 弾力償却 (掛金の上下限を設定して事業年度ごとに償却する方法)
- ・ 定率償却 (前事業年度末の過去勤務債務※3の一定割合を償却する方法)

(注)平成29年1月の改正(P.12参照)により、負債側の給付現価に将来発生するリスク(財政悪化リスク相当額)が、資産側の掛金収入現価に財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出されることとなる掛金(追加拠出可能額)が上乘せされるが、上記のイメージ図では簡略化のために省略している。

※1 許容繰越不足金:繰越不足金として繰り越すことが許容される限度額。①20年分の掛金収入現価に規約で定める率を乗じる方法、②責任準備金に規約で定める率を乗じる方法、①と②のいずれか低い額とする方法から選択。資産評価に数理的評価を用いている場合は、許容繰越不足金に資産評価調整額を加算。

※2 当初5年間に限り段階的に額を引き上げることができる。

※3 過去勤務債務:給付現価から標準掛金収入現価及び積立金を控除した額。

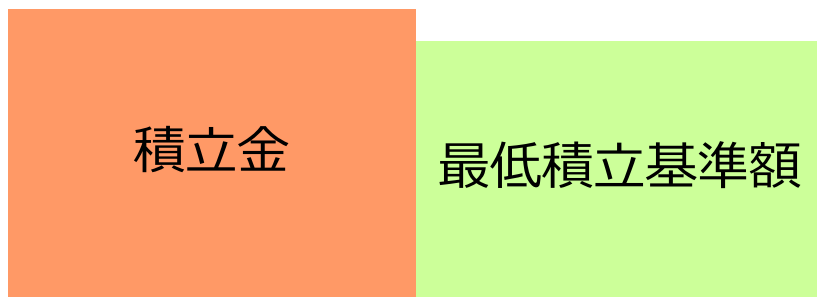
※4 上記の場合以外にも、5年毎の財政再計算では、積立不足を解消するよう特別掛金の見直しを行う。

# 非継続基準の財政検証について①(財政検証ルール)

□ 積立金が最低積立基準額を上回っている(積立比率(=積立金/最低積立基準額)が1.0以上)※かどうかを検証し、積立不足が生じている場合には、追加掛金(特例掛金)を設定し積立不足を解消する。

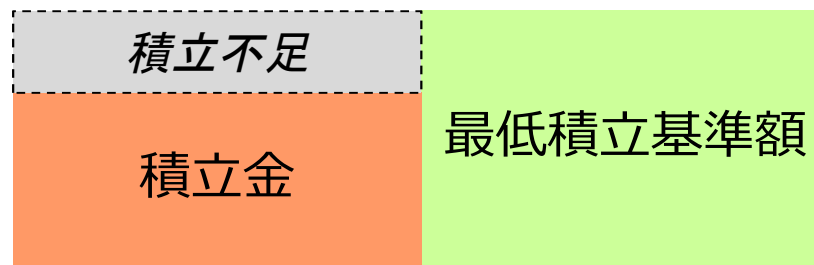
※ DB制度創設時(平成14年度)から平成23年度までは積立比率が1.0以上ではなく、0.9以上とする経過措置が適用されていたが、平成24年度から平成29年度にかけて段階的に経過措置を解消したところ。

《 積立比率 $\geq 1.0$  の場合 》



基準をクリア

《 積立比率 $< 1.0$  の場合 》



積立比率 $\geq 0.9$  かつ  
前3事業年度のうち2事業年度が  
積立比率 $\geq 1.0$  の場合

基準に抵触(特例掛金の拠出が必要)

## 【特例掛金の設定方法】

- ① 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法(積立比率方式)
- ② 積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法(回復計画方式)(注)

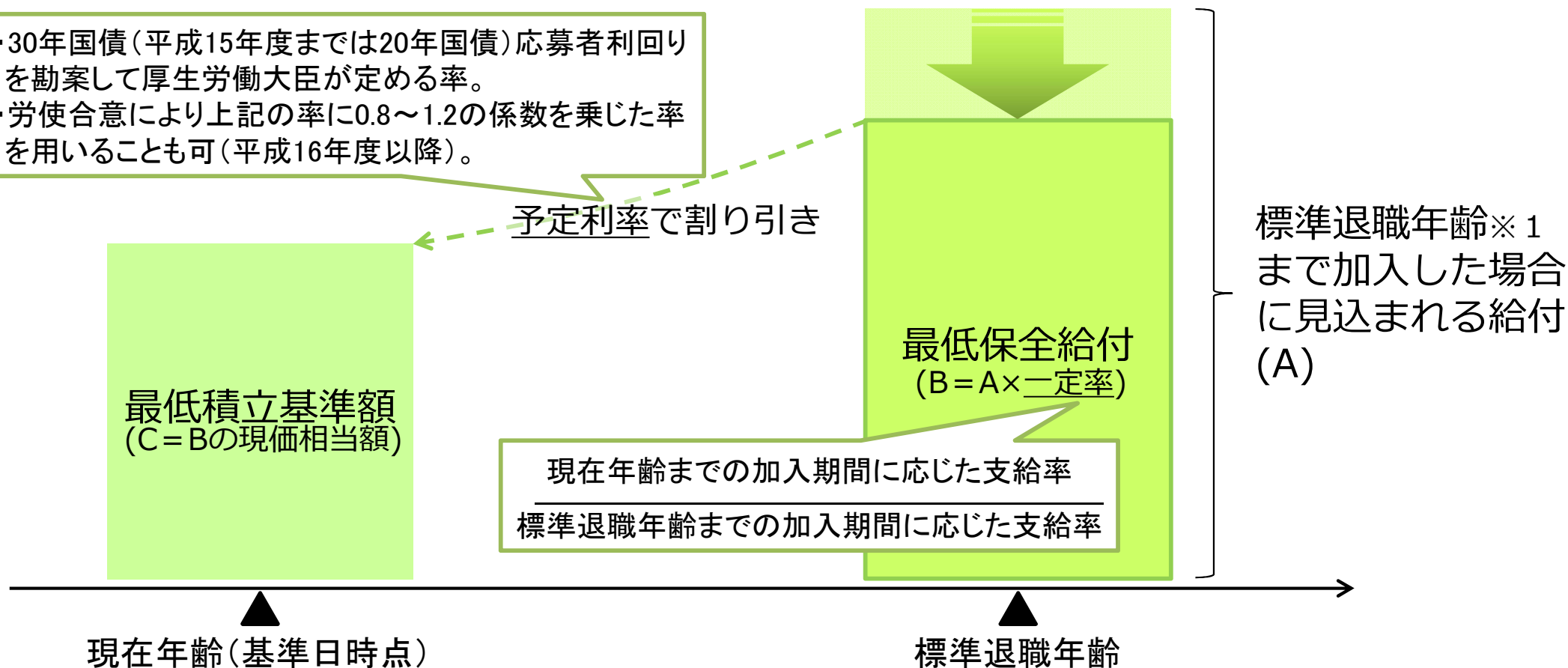
(注) 回復計画方式は経過措置としてDB則附則において当分の間認められている。

# 非継続基準の財政検証について②(最低積立基準額の概念図)

- 最低積立基準額は、現時点までの加入期間に見合った給付(最低保全給付)の現在価値※として計算する。
- ※ 現在価値の計算に用いる予定利率は、受給権保護の観点からリスクフリー資産である国債の利回りを参照して定めている。

## <最低積立基準額の算定イメージ>

- ・30年国債(平成15年度までは20年国債)応募者利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率。
- ・労使合意により上記の率に0.8~1.2の係数を乗じた率を用いることも可(平成16年度以降)。



※1 標準退職年齢:DBごとに規約で定める当該DBの標準的な退職年齢。

※2 最低保全給付の算定方法は、①標準退職年齢での給付額を用いる方法(1号方式)、②基準日時点での給付額を用いる方法(2号方式※3)の2通りの算定方法があり、DBごとに規約で定めている。上記のイメージは1号方式の例。

※3 2号方式による最低積立基準額は、基準日時点での給付額に対して加入者の年齢に応じて定める率を乗じ、支給日時点(受給権者は支給開始日、加入者は基準日)から基準日時点まで予定利率で割り引くことにより計算する。

# (参考)非継続基準の予定利率の推移



<予定利率の許容幅(上段が0.8、下段が1.2を上記の非継続基準の予定利率に乗じた率)(単位:%)>

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1.760	1.816	1.952	1.904	1.856	1.792	1.704	1.600	1.520	1.408	1.168	0.992
2.640	2.724	2.928	2.856	2.784	2.688	2.556	2.400	2.280	2.112	1.752	1.488

## 財政検証

- ①非継続基準
  - ・積立比率(=積立金/最低積立基準額)が1.0以上かどうかの判定
  - ・積立金が最低積立基準額を下回った場合に拠出すべき掛金額の計算
- ②拠出中断
  - ・積立上限額の計算(数理債務と最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を乗じて得た額が積立上限額となる。)

## 制度変更

\* :最低積立基準額の利用が必須ではないが、当該計算で用いる旨を規約に定めるDBのみ利用

- ③給付減額
  - ・給付減額であることの判定
  - ・給付減額時に希望する受給者に支給する一時金額の計算
- ④他DBへの移行等
  - ・DB分割時に移換する積立金の按分計算 \*
  - ・給付の支給に関する権利義務の移転時に移換する積立金の按分計算 \*
  - ・実施事業所の減少に係る徴収金額の計算 \*
- ⑤DCへの移行
  - ・移換加入者に係る移換相当額の計算
  - ・移換加入者に係る積立金の按分計算 \*

(注)移換加入者に係る積立金が移換相当額を下回った場合は、不足額を事業主が掛金として一括して拠出することとなる。

## 終了

- ⑥DB終了(解散)
  - ・積立金が最低積立基準額を下回った場合に拠出すべき掛金額の計算
  - ・残余財産の分配計算



# 非継続基準の財政検証について③(特例掛金の設定方法)

## ①積立比率方式

積立比率

1.0  
0.9  
0.8

A  
B  
C

積立不足

最低積立基準額

純資産

当年度

積立不足

特例掛金

翌年度

又は

特例掛金

翌々年度

増加見込額D = 最低積立基準額の増加見込額 + 積立金の減少見込額

$(A/15)+(B/10)+(C/5)$  以上  $A+B+C$  以下の規約で定める額

$(A/15)+(B/10)+(C/5)$  以上  $A+B+C$  以下の規約で定める額 + D

## ②回復計画方式

積立不足

最低積立基準額

純資産

当年度

積立不足

掛金

翌年度

特例掛金

翌々年度

積立不足解消  
積立比率  $\geq 1.0$

翌々年度から7年以内に積立比率  $\geq 1.0$  となる掛金の見込み額

E-F

7年以内

## (参考) 継続基準及び非継続基準の財政検証結果の推移

年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
継続基準の積立水準 が1未満となるDBの割合	14.3%	5.8%	2.5%	4.1%	6.2%
非継続基準の積立水準 が1未満となるDBの割合	42.6%	28.7%	17.2%	21.7%	18.7%
(参考)修正総合利回り	10.45%	7.75%	10.08%	▲0.50%	3.39%

資料出所： 企業年金連合会「企業年金実態調査」  
(2015(平成27)年度まで「財政・事業運営実態調査」及び「資産運用実態調査」)

※1 企業年金連合会の会員DBのうち、調査に回答のあった約500～700程度のDBを集計。

※2 「修正総合利回り」は、加重平均により集計。

年度	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)
継続基準の積立水準 が1未満となるDBの割合	25.6%	21.4%	19.1%
非継続基準の積立水準 が1未満となるDBの割合	8.7%	7.4%	7.7%
(参考)資産加重平均利回り	8.94%	9.11%	0.44%

資料出所： 厚生労働省「確定給付企業年金の事業状況等(2013(平成25)年度～2015(平成27)年度)」

※3 各事業年度における事業及び決算に関する報告書の提出があった約12,000程度のDBを集計。

※4 「資産加重平均利回り」は、DBごとの時価ベース利回りを資産額の加重平均により集計。

## (参考) 非継続基準のあり方に関する要望など(提案事項)

(注) 企業年金連合会「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望(平成29年12月14日)」及び「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方について(平成29年11月8日、企業年金財政基準研究会報告書)」を事務局において要約したもの。

	要望事項	要望の理由
<p>予定利率の算定基準の変更</p>	<p>非継続基準の予定利率について、国債の利回りではなく、優良社債の利回りを勘案して定める。</p>	<p>DBは民間により行われている制度であることから、必ずしも国と同等の信用を確保する必要はない。</p>
	<p>非継続基準の予定利率について、大臣が定める率に0.8～1.2の係数を乗じることを可能としているところ、0.5%等の許容利率を加減する方法に変更する。</p>	<p>現在の低金利下においては、予定利率の上下限の幅が導入当初(2003(平成15)年度)に設定していたものに比べて狭まっており、その意義が薄れている。</p>
	<p>マイナス金利導入(平成28年2月)後の期間における国債の利回りを予定利率の算定対象から除外する、又は利回りを勘案する期間を現在の5年より長い年数に設定する。</p>	<p>金融緩和政策による現下の金融市場が自然な取引の場を形成していないと考えれば、機械的な非継続基準の適用による超低金利の影響を排除する工夫も正当化される。</p>
<p>予定利率以外の変更</p>	<p>非継続基準に抵触し、翌々事業年度から掛金を拠出する場合の翌事業年度に発生する追加債務(P.8の①のDに相当する額)について、分割償却を可能とする。</p>	<p>翌々事業年度から特例掛金を拠出する場合の追加債務については、翌事業年度に一括拠出する取扱いであり、経年的な負担額の変動を著しく増加させている。</p>
	<p>非継続基準導入時の経過措置(積立比率の基準値を1.0から0.9に緩和する措置)を再導入する。</p>	<p>厚生年金基金からDB移行に伴う最低責任準備金の納付により資産額が減少し、財政基盤が盤石でないDBが多い。</p>

## (参考)非継続基準のあり方に関する要望に関連するデータ

### <優良社債と国債との利回り差>

	①残存期間20年優良社債(AA以上)	②20年国債流通利回り	③プレミアム (=①-②)
平成29年3月31日	1.13%	0.64%	0.50%
平成28年3月31日	0.87%	0.44%	0.43%
平成27年3月31日	1.56%	1.13%	0.43%
平成26年3月31日	1.87%	1.51%	0.37%
平成25年3月29日	1.70%	1.41%	0.29%

①: 日本証券業協会 格付マトリクス表に掲載されている格付会社4社の平均利率

②: 財務省 国債金利情報

### <優良社債(AA格以上・残存20年以上)の発行額>

発行年度	発行額	(参考)20年国債の発行額(暦年)
2012	900億円	12.9兆円
2013	1,200億円	13.2兆円
2014	1,500億円	13.1兆円
2015	1,370億円	13.1兆円
2016	3,950億円	12.3兆円

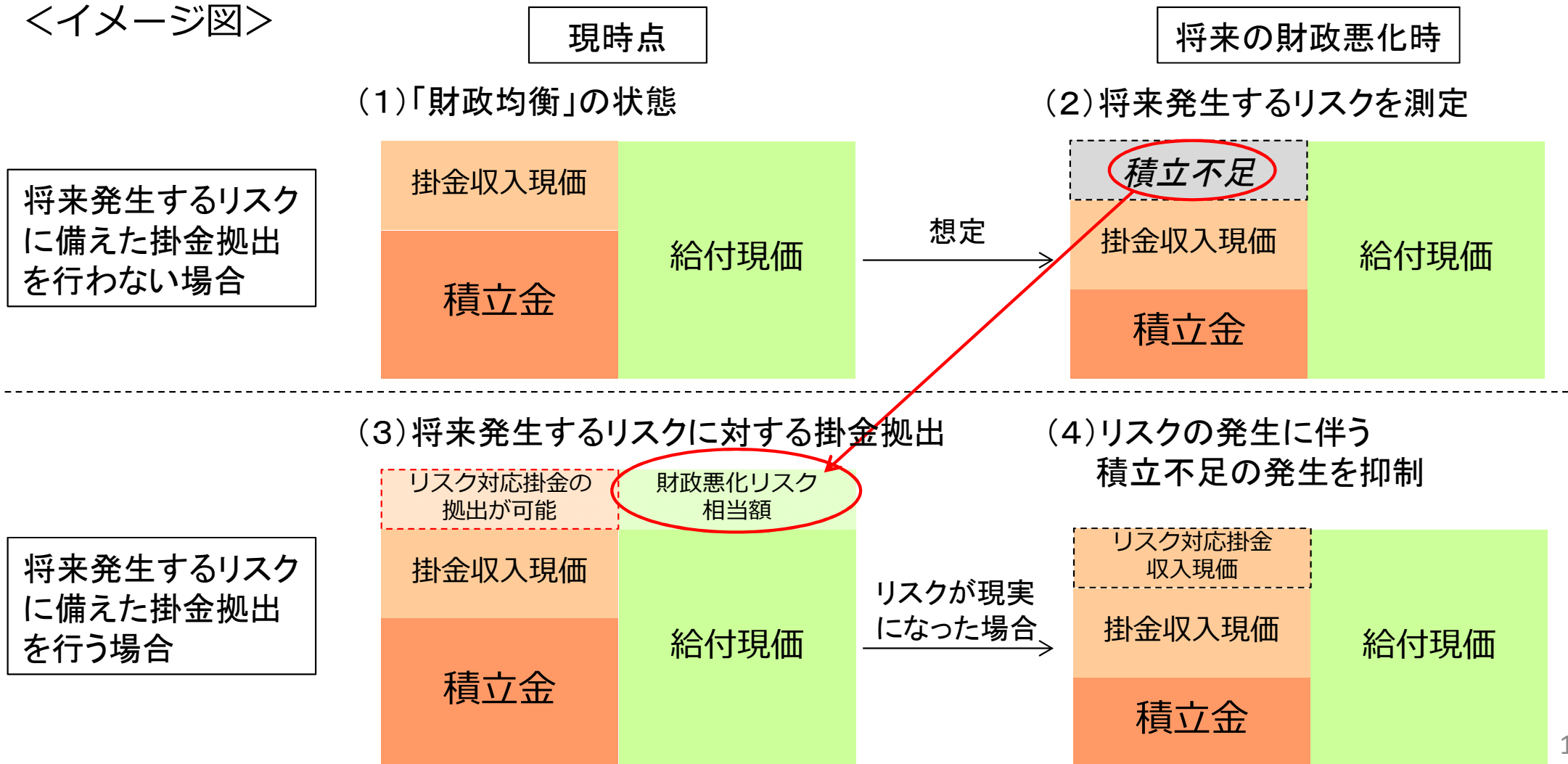
※ 出所: 日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧(平成28年度)及び格付投資情報センター「月次版格付一覧(日本企業 平成29年9月30日現在)」を基に算出  
財務省 国債の入札結果

(注) 企業年金連合会「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方について(企業年金財政基準研究会報告書)」の一部を抜粋引用して作成。

# (参考)リスク対応掛金の活用による財政運営の安定化

- 平成29年1月より、将来発生するリスク(財政悪化リスク相当額)を測定し、労使合意によりそのリスクの範囲内で掛金(リスク対応掛金)を拠出することにより、財政悪化時の追加掛金を抑制し、より安定的な財政運営を行うことが可能となっている。
- これを活用すれば積立水準を上昇させ、継続基準及び非継続基準に抵触しにくい安定的な運営が可能。平成30年4月1日現在で61のDBがリスク対応掛金を導入している。

<イメージ図>

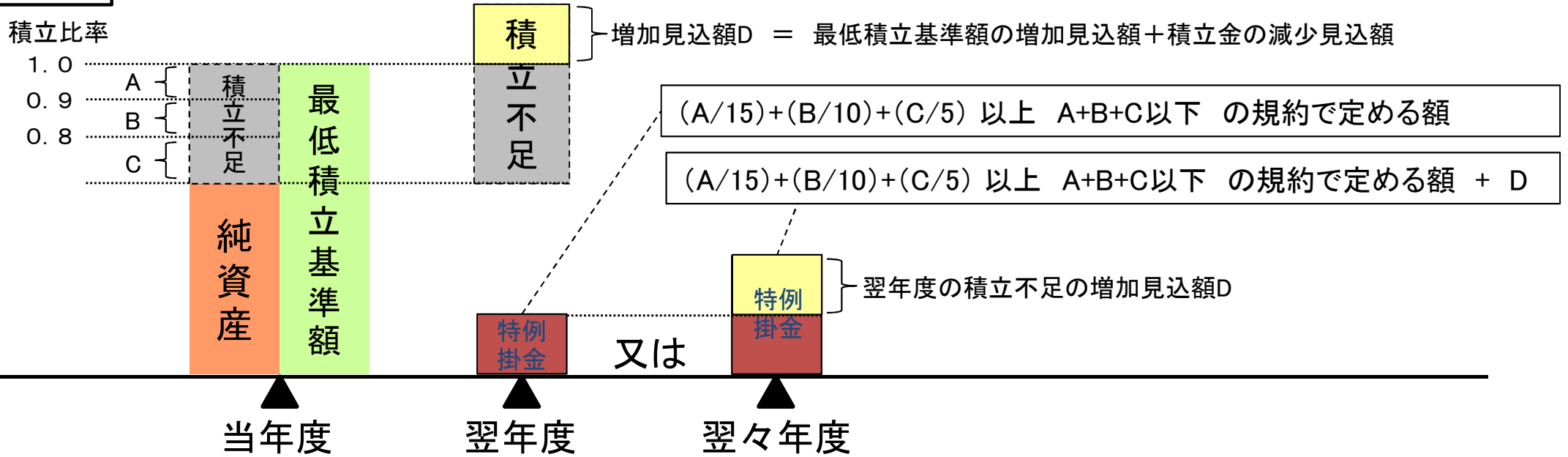


# DBの積立基準のあり方に関する論点

- DBの積立基準については、継続基準と非継続基準の2つの積立基準による財政運営を行っているところであるが、両者の異なる性格に鑑みて、引き続き併用することが適当ではないか。
- 現行の非継続基準の最低積立基準額の算定に用いる予定利率については、
  - ・ 30年国債の応募者利回りの5年平均を基準として算定していること
  - ・ この基準で定められた率に0.8～1.2を乗じることも可能としていることにより、一時的な変動を緩和・除去する措置を講じているところである。
- 加えて、最低積立基準額は、制度終了時の分配金や他制度への移換金の算定に使用されるなど、予定利率の変更が加入者等の受給額に直接影響するものであることから、予定利率の低下を受けて現時点で変更することは適当ではないのではないか。
- 一方で、非継続基準に抵触した場合において、積立比率方式により翌々事業年度から特例掛金を拠出しようとする、翌事業年度に増加が見込まれる積立不足を一括拠出することとなるが、これは翌事業年度から特例掛金を拠出する場合との均衡を欠いていると考えられることから、次頁のとおり改正することとしてはどうか。

# 積立比率方式の改正案イメージ

## 現行



## 改正案

